

議案第12号

1 議案名

徳島県教育委員会における特定個人情報保護評価（基礎項目評価書）
について

2 関係法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律（平成25年法律第27号）第27条

教育政策課

徳島県教育委員会における個人情報保護に係る体制等について

1 特定個人情報保護評価について

(1) 内容

- ・特定個人情報ファイル（※）を取り扱う事務における、当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、自ら評価するもの。
- ・特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言する。

（※）特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。

(2) 実施対象事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務（職員の人事、給与、福利等を除く。）のうち、その対象人数が1,000名以上の事務（1,000名未満は実施が義務づけられない）

(3) 主な評価項目（基礎項目評価）

- ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- ・個人番号の利用（法令上の根拠）
- ・情報提供ネットワークシステム（総務省が設置する地方自治体間の情報照会、提供基盤）との接続
- ・リスク対策（今回、追加された項目）

2 徳島県教育委員会における個人番号の利用が可能な事務

（ は、対象人数が1,000名以上であり、特定個人情報保護評価を実施している事務）

- (1) 高等学校等就学支援金支給事務（公立学校）
- (2) 徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務（国公立）
- (3) 学び直しへの支援金に関する事務
- (4) 県立学校（主は特別支援学校）の児童生徒に対する就学奨励費支給に係る事務
- (5) 奨学金の貸与に関する事務
- (6) 要保護・準要保護の児童生徒に対する医療費援助に係る事務

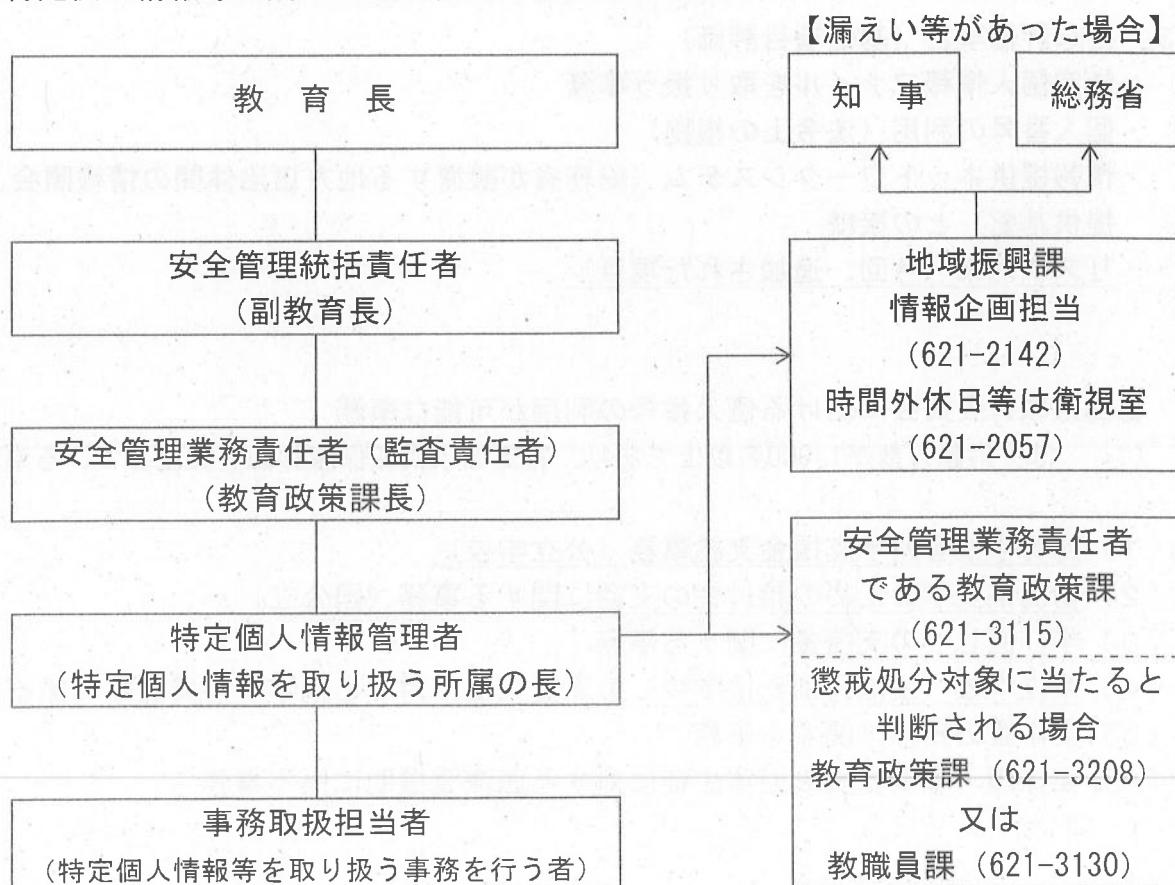
3 安全管理措置について

個人番号や特定個人情報（※）の漏えい、滅失又は毀損の防止のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じることが求められている。

（※）個人番号をその内容に含む個人情報

求められる措置	実施している措置例
「組織的」安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の整備（下記4のとおり） ・情報漏えい等事案に対応する体制の整備
「人 的」安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事務担当者等に対して、意識の高揚を図るための啓発や教育研修の実施
「物理的」安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・覗き見されないような座席配置の工夫（間仕切り） ・個人番号を保管するための鍵付き保管庫の設置
「技術的」安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を扱う端末のセキュリティ対策を実施 ・静脈認証によるID、パスワードの管理

4 特定個人情報等に関する安全管理措置の組織体制について



特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県教育委員会

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。受給資格の制限があるため、保護者等の住民税情報(所得割額)等から、受給資格の判定を行う。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム

2. 特定個人情報ファイル名

高等学校等就学支援金関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第項 別表第二 113 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課
②所属長の役職名	グローバル・文化教育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話 088-621-3144
------------------------	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話 088-621-3144
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p>[○] 委託しない</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>[○] 提供・移転しない</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月6日	I の5の②所属長	学校教育課長 後藤 浩代	学校教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
平成30年7月6日	II の1「いつ時点の計数か」	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
平成30年7月6日	II の2「いつ時点の計数か」	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の1の③ システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ、高等学校等就学支援金事務処理システム	団体内統合宛名システム、中間サーバ、高等学校等就学支援金事務処理システム	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の4の② 法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二項113番号別表第二の主務省令で定める事務及び情報報を定める命令第58条第1項ハ、及び第2項ハ	削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の5の① 部署	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の5の② 所属長の役職名	学校教育課長	グローバル・文化教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の7 請求先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の8 連絡先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	II の1「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	II の2「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県教育委員会は、徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立)における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県教育委員会

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立)
②事務の概要	徳島県奨学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(徳島県在住)であって、生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、奨学のための給付金を支給する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

奨学のための給付金支給事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第59号)第2条第1項の2 別表第一 13
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	グローバル・文化教育課
②所属長の役職名	グローバル・文化教育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-3132 FAX 088-621-2882
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-3132 FAX 088-621-2882

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月6日	I の5の②所属長	学校教育課長 後藤 浩代	学校教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
平成30年7月6日	II の1「いつ時点の計数か」	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
平成30年7月6日	II の2「いつ時点の計数か」	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
平成30年7月6日	I の3「法令上の根拠」	別表第1の11	別表第1の12	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の1の②事務の概要	徳島県選学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の保護者等(徳島県在住)であつて、生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、選学のための給付金を支給する。	徳島県選学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の保護者等(徳島県在住)であつて、生活保護(生業扶助)受給世帯又は市町村民税所得割額非課税世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、選学のための給付金を支給する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の3法令上の根拠	別表第1の12	別表第1の13	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の5の①部署	学校教育課	グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の5の②所属長	学校教育課長	グローバル・文化教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の7請求先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の8連絡先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	II の1「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	II の2「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援教育就学奨励費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県教育委員会

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別支援教育就学奨励費に関する事務
②事務の概要	特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等に対し保護者の経済的負担能力に応じて就学に必要な経費の援助を行い、特別支援教育の振興を図る。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特別支援教育就学奨励費関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 26 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条 ・番号法第19条第8号 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ソ及び同条第2~5号、第44条第1号ソ及び同条第2~5号 	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	徳島県教育委員会特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会特別支援教育課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地1 TEL 088-621-3140 FAX 088-621-3056
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県教育委員会特別支援教育課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地1 TEL 088-621-3140 FAX 088-621-3056

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			
[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<input checked="" type="radio"/> 委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	<input checked="" type="radio"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	<input checked="" type="radio"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載		提出時期	提出時に係る説明
		変更後の記載	事後		
平成30年7月6日	I の 5 の ② 所属長	特別支援教育課長 柳 浩一	特別支援教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
平成30年7月6日	II の 1 「いつの時点の計数か」	平成28年9月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
平成30年7月6日	II の 2 「いつの時点の計数か」	平成28年9月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の 7 「請求先」	FAX 088-621-2882	FAX 088-621-3056	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	I の 8 「連絡先」	FAX 088-621-2882	FAX 088-621-3056	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	II の 1 「いつの時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	II の 2 「いつの時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

